

子どもの貧困・機会格差の根本的な解決に向けて
—未来への投資による真の総活躍社会の実現—

開倫塾

塾長 林 明夫

Q：公益社団法人 経済同友会(東京)で、提言を公表したそうですね。

A：はい。3月30日に、「子どもの貧困・機会格差の根本的な解決に向けて」というテーマで提言を出しました。サブテーマは「未来への投資による真の総活躍社会の実現」です。

提言を策定したのは経済同友会、子どもの貧困・機会格差問題部会(委員長は馬田一 JFE ホールディングス相談役)です。部会のメンバーは、馬田委員長、朝田照男 丸紅会長、池田弘 新潟総合学園総長、梅田一郎 ファイザー社長、小林いずみ ANA ホールディングス取締役、佐藤義雄 住友保険生命会長、富樫直記 オリバーワインマングループ日本代表、橋本孝之 日本 IBM 副会長と私の9名でした。2015年度と2016年度にほぼ1年半かけて、2回の視察を含む調査・研究・議論を積み重ねて、提言を策定いたしました。

Q：どのような内容の提言ですか。

A：日本の子どもの貧困率は1980年代から上昇傾向にあり、2012年には16.3%と、実に6人に1人の子どもが「相対的貧困」にあるという基本認識からスタートしました。

Q：相対的貧困とは何ですか。

A：厚生労働省の平成25年国民生活基準調査では、「等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)」が、全人口の中央値の半分未満の世帯員の割合を「相対的貧困率」としています。同調査は、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき、この「相対的貧困」の定義をしています。

Q：日本における格差拡大とその原因は何ですか。

A：雇用を取り巻く状況の変化に伴い、雇用形態が変化して賃金や待遇が変化し、また、都市と地方の格差の広がりが顕著になったためと考えられます。

所得の差や産業構造の変化が、相対的に所得が高く、雇用情勢が良好な地域への人口移動を促すために、特に若年層の都市部への流出を助長し、東京一極集中を加速させています。これが、都市と地方の格差をさらに拡大させる悪循環を招いています。

Q：日本の相対的貧困の問題点は何ですか。

A：(1)所得再分配機能が不均衡で、高齢者偏重だということです。

(2)相対的貧困率に偏りがあり、若年層の貧困率が大幅に上昇。世帯タイプでは、ひとり親と20歳未満の子どものみの世帯の貧困率が約50%と突出しています。

- (3) 正規雇用と非正規雇用の賃金格差。
- (4) 国際的に見て、低水準な雇用のセーフティーネット。
- (5) 社会保障負担の逆進性。

個人所得課税と社会保険料を合わせた実効負担率は、低所得層において増加する一方、高所得層以上において低下しています。

Q：日本の子どもの貧困の実態と問題点は何ですか。

- A：(1) 子どもの貧困の見えにくさ
- (2) 若年層の低所得化
 - (3) 私費負担に依存した教育財政
 - (4) 家庭の経済的背景がもたらす影響
- などがあげられます。

Q：家庭の経済的背景がもたらす影響とはどういうことですか。

- A：(1) 子どもの学力は、家庭の社会経済的背景 (SES : socio-economic status ソシオ・エコノミック・ステータス) と学習時間によって規定されますが、学習時間による効果は限定的です。家庭の社会経済的背景の指標が低い児童が 3 時間以上勉強して獲得する学力の平均値は、家庭の社会経済的背景の指標が高く全く勉強しない児童の平均値よりも低い。つまり、家庭の所得や両親の学歴が子どもの学力に大きな影響を与えているといえます。
- (2) また、高等学校卒業後の予定進路を両親の年収別に見ると、年収が高くなるほど 4 年制大学に進学する割合が増える。このことから、両親の年収と子どもの進路には正相関があるといえます。世帯タイプ別の進学率でも、全世帯の大学等 (短大・専門学校含む) の現役進学率が 73.2 % である一方、ひとり親世帯では 41.6 %、生活保護世帯では 33.4 %、児童養護施設では 23.3 % と格差が大きいといえます。
- (3) このように、子ども自身によらない、両親の所得や学歴といった要因が、子どもの学力獲得や教育水準に影響を与え、やがて、子ども自身の階級や職業を決定してしまう、いわゆる「貧困の世代間連鎖」が生じると考えます。

Q：このような現状を踏まえて、子どもの貧困・機会格差問題に対して、国民・国・自治体・企業が共通認識すべき事項は何ですか。

- A：(1) すべての子どもは、公平・公正な支援を受ける権利を有している。
- (2) 子どもへの投資は、未来への効果が高い社会保障である。
 - (3) 教育こそが貧困の連鎖を断ち切る鍵である。
 - (4) 子どもへの支援は、金銭的支援のみでは不十分であり、精神的自律を促し、社会人として必要な情緒を向上させるサポートが不可欠である。
 - (5) 子どもへの支援は、社会全体で担い、社会の構成員がそれぞれの経済力に応じて負担しなければならない。
 - (6) 子どもと若年層に焦点を当てた所得再分配機能を再構築する。
 - (7) 個々人の能力発揮や向上を図り、多様な働き方が可能な社会を実現する。

Q：具体的な行動を提示してください。

A：(1)相対的貧困よりも更に劣悪な状態に身を置く児童の救済措置

政府が子どもの権利としての最低条件を示し、各自治体を中心に企業・NPO・一般市民の協力の下で早急に対策を講じる。

(2)3～5歳の就学前教育の義務化、無償化

貧困の連鎖を断ち切り、格差を解消するには、自立を促すことが不可欠。それには、非認知能力(意欲・自制心・やり抜く力・社会性など)の発達を醸成する就学前教育が有効。

(3)義務教育の完全無償化

すべての子どもの権利として、義務教育期間においては授業料や教材費のみを免除するのではなく、給食費や活動費等の学校生活にかかる諸費用をすべて無償にする。

(4)高等学校を義務教育化

同時に、大学への進学を第一の目標に掲げる普通科に偏重した中等教育を是正し、農業・工業・商業等の職業教育にも重点を置くことで、卒業後に社会で役立つ教育を目指す。

(5)実学偏重の価値を評価し、専門性の高い技能・技術の習得を支援

国際的なリーダーシップや専門性を高める教育が欠如したまま、非正規雇用を固定化させることのないよう、専門職大学の設置基準緩和、総合大学の卒業要件の厳格化などを実施し、ITスキルを含む専門性の高い多彩な技能・技術の習得を支援する。

(6)高等教育を受けるに相応しい学生に対し、給付型の奨学金制度を充実

経済的不安を抱える世帯や学生が安心して利用できる真に有効な奨学金制度の整備拡充が望まれる。

(7)学生ボランティアへの社会的評価を確立

子どもの貧困への支援を行うNPO等の団体でボランティア活動を行う学生に対して、学内や就職活動において、その活動を適正に評価する仕組みがない。教員免許取得要件への追加、企業の採用面接における評価への反映などを推奨する。

(8)子どもが相対的貧困にある世帯の親への支援

公共部門による職業訓練などによる若年層、特に出産・子育て世代の不本意非正規によるプアワーキングからの脱却を目指す。

(9)企業がなすべきこと

①ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を増やす。

②各地の企業拠点としている地域への還元としてNPO支援を。

③学歴に関わらず専門性の高い学生の採用を。

(10)子どもの支援に関する財源は、社会全体で負担

(11)地方ごとに異なる子どもへの支援レベルを全国で統一

Q：最後に一言どうぞ。

A：(1)以上の記述はすべて公益社団法人 経済同友会(東京)のホームページ(www.doyukai.or.jp)の提言を私が抜粋・引用したものです。詳細はホームページからプリントアウトして御覧ください。

(2)北関東に60校舎を展開する開倫塾では、この部会での活動を通して、養護施設の子どもたちへの支援の必要性を痛感。養護施設の子どもたちは、授業料・教材費等について小学生

は全額免除、高校生は月1万5千円を超える費用は免除とさせて頂くこととしました。

(3)是非、先生方の学習塾・予備校・私立学校におかれましても、提言を御検討の上、可能な取り組みをして頂きますようお願い申し上げます。

(4)今月、皆様に紹介したい本は2冊です。1冊目は、八代尚宏著「日本経済論・入門(新版)」。一戦後復興からアベノミクスまで、**Japanese Economy after the World War II**」有斐閣、2017年3月25日刊です。トランプ政権下の世界経済・日本経済と、自分の生き方を考えた方の必読書です。真剣に読めば、2～3日で読み終えることができます。是非御挑戦を。

(5)2冊目は、諏訪康雄著「雇用政策とキャリア権—キャリア法学への模索—」弘文堂、2017年2月15日刊です。キャリア権の提唱者である諏訪先生の基本テキスト。キャリア権とは何かがよく理解できます。是非、御一読を。

— 2017年4月9日 林明夫記—